

令和2年

飲酒運転根絶強化月間

実施要綱

1 目的

飲酒の機会が増える年末の時期に、飲酒運転根絶の気運醸成を図るとともに、取締りの強化等により飲酒運転による悲惨な交通事故の発生を防止する。

2 期間

令和2年12月1日(火)～12月31日(木) 31日間

3 運動の重点

- 飲酒運転を許さない環境づくりの推進
- 飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化
- 広報啓発活動の強化



4 運動の実施方法

実施機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの特性に応じ、積極的に安全教育や交通環境の整備、道路秩序の維持等に努め、各組織に具体的推進事項を周知徹底させるとともに、新聞、テレビ、広報紙等を活用した広報啓発により、幅広い「県民総ぐるみ運動」として盛り上がるよう努めます。

令和元年度交通安全ポスターコンクール入賞作品(中学校の部 佳作)



日南市立細田中学校2年(当時) 作本 愛心 さんの作品

宮崎県交通安全対策推進本部

飲酒運転根絶強化月間 具体的推進事項

1 飲酒運転を許さない環境づくりの推進

- 地域、職場、家庭等における「飲酒運転を許さない」環境づくりの促進
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止
- 「ハンドルキーパー運動」の促進
- 飲酒運転の悪質・危険性の周知徹底と飲酒運転根絶に向けた運転者教育の推進
- 事業所等におけるアルコール検知器の普及と安全な運行管理の推進

2 飲酒運転とその周辺者に対する取締りの強化

- 夜間・早朝の飲酒検問をはじめとした指導取締りの強化
- 飲酒運転者への酒類・車両の提供者や、飲酒運転車両の同乗者に関する捜査の徹底と厳格な法令の適用
- 飲酒運転者等に対する迅速、的確な行政処分の実施

3 広報啓発活動の強化

- テレビ、ラジオ、広報紙などの各種広報媒体を活用した飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動の推進
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動の推進

飲酒運転根絶！「飲酒運転 みんなが させない 許さない」



運転者は・同乗者は…

- 飲酒運転は犯罪であり、「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合は、お酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すことも犯罪です。

家庭・地域・学校・職場では…

- 地域ぐるみで飲酒運転を絶対にさせない環境づくりを促進しましょう。
- 事業者は、アルコール検知器の適正な使用と厳正な点呼の実施を徹底しましょう。
- 飲食店における運転者への酒類提供の禁止とハンドルキーパー運動の周知徹底を図りましょう。
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を推進しましょう。

自転車でも
飲酒運転に
なります！



【令和元年の県内における飲酒運転による交通事故の状況】

飲酒（酒酔い・酒気帯び）運転による交通事故 **53 件**（死者 **2 人**、負傷者 **74 人**）

宮崎県交通事故
相談所の案内

県では、専門の相談員による無料の交通事故相談所を開設しています。（電話相談可）
場所 宮崎市橘通東1丁目9-10 県庁4号館1階
☎ 0985-26-7039
相談日時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後3時半

安全運転相談の案内

県警では、各免許センターで、警察職員や看護師が、認知症や一定の病気のある方や運転に不安を感じている方、その家族等からの相談を受け付けています。（秘密は厳守します）
相談日時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後5時
○ 安全運転相談ダイヤル #8080
⇒ 平日 午前8時30分～午後5時15分
○ 宮崎運転免許センター ☎0985-24-9999（音声案内2番）
○ 都城運転免許センター ☎0986-25-9999（直通）
○ 延岡運転免許センター ☎0982-33-9999（直通）